

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その44）

—株式会社フリーの拒絶審決取消訴訟—

旧ソフトウェア委員会委員有志：市原 政喜 前浜 正治 原田 一男

要 約

本件は、知財高裁において、主引用文献に記載された課題からすると、本願発明に係る「各従業員の従業員端末から当該従業員の扶養者情報や勤怠データを入力する」構成等を採用する動機付けはないとされた事案である。

目次

1. 判決の要旨
2. 本願発明の内容
3. 主引用文献の概要
4. 争点等
5. 裁判所の判断
6. 考察

1. 判決の要旨

- (1) 事件番号：平成 28 年(行ケ)第 10220 号（平成 29 年 7 月 4 日判決言渡）
- (2) 原告：株式会社フリー
- (3) 判決内容：拒絶審決を取り消す

2. 本願発明の内容

(1) 本願発明の概要

本願発明は、従業員を雇用する企業では、総務部、経理部等において給与計算ソフトを用いて給与計算事務を行っていることが多いところ、市販の給与計算ソフトには、各種設定が複雑である、作業工程が多いなど、汎用ソフトに起因する欠点もあることから、中小企業等では給与計算事務を経営者が行わざるを得ないケースも多々あり、大きな負担となっていることに鑑み、中小企業等に対し、給与計算事務を大幅に簡便にするための給与計算方法及び給与計算プログラムを提供することを目的とするものである（本願明細書【0002】～【0006】）。

そして、本願発明において、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて、同端末から扶養者情報等の

給与計算を変動させる従業員情報を入力させることにしたのは、扶養者数等の従業員固有の情報（扶養者数のほか、生年月日、入社日、勤怠情報）に基づき変動する給与計算を自動化し、給与計算担当者を煩雑な作業から解放するためである（同【0035】）。

(2) 拒絶審決時の請求項 1

企業にクラウドコンピューティングによる給与計算を提供するための給与計算方法であって、

サーバが、前記企業の給与規定を含む企業情報及び前記企業の各従業員に関連する従業員情報を記録しておき、

前記サーバが、前記企業情報及び前記従業員情報を用いて、該当月の各従業員の給与計算を行い、

前記サーバが、前記給与計算の計算結果の少なくとも一部を、前記計算結果の確定ボタンとともに前記企業の経理担当者端末のウェブブラウザ上に表示させ、

前記確定ボタンがクリック又はタップされると、前記サーバが、前記クリック又はタップのみに基づいて該当月の各従業員の前記計算結果を確定させ、

前記従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力された、給与計算を変動させる従業員入力情報を含むことを特徴とする給与計算方法。

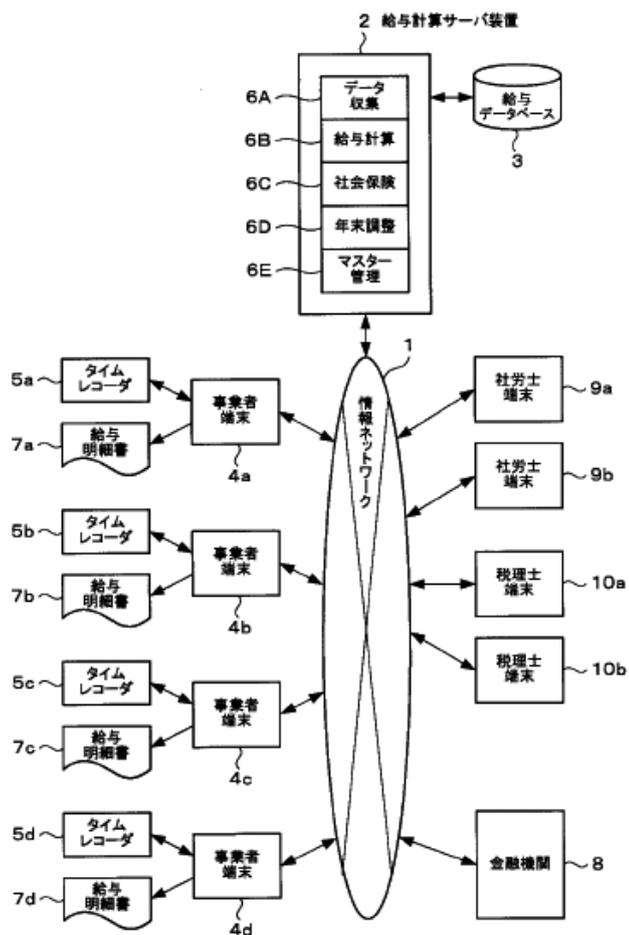
なお、下線は拒絶査定不服審判申立時の補正である。

3. 主引用文献（特開 2009-26060 号）の概要

複数の事業者端末と、複数の専門家端末と、給与

データベースを有するサーバ装置とが情報ネットワークを通じて接続された給与システムとし、専門家端末で給与計算サーバ装置にアクセスし、給与計算を行うための固定項目や変動項目のデータを登録するマスター登録を行うことなどにより、複数の事業者と、税理士や社会保険労務士のような専門知識を持った複数の専門家が、給与計算やその他の処理を円滑に行うことができるようにしたものである。図1は、本主引用文献の図1を表す。

【図1】



4. 争点等

(1) 主引用発明との相違点

拒絶審決においては、主引用発明との間には5つの相違点が存在するものとされているが、周知例から容易に想到できると判断されている。

一方、原告は、本訴訟において、引用発明の認定の誤り、相違点1及び2に係る容易想到性の判断の誤り、相違点3の認定及び容易想到性の判断の誤り、相違点5に係る容易想到性の判断の誤りを主張している。

本判決では、相違点5が主要な判断事項であるから、相違点5についてのみ述べておく。

「本願発明の従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力された、給与計算を変動させる従業員入力情報を含んでいるのに対し、引用発明の従業員情報は、各従業員が入力を行うためのウェブページを各従業員の従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力されたものを含んでいない点。」

(2) 原告の主張

主引用文献では、税理士端末10から「扶養者情報」を登録する。

周知例2（特開2010-20535）から、企業の給与締め日や給与支給日等を含む企業情報及び従業員情報を入力可能な利用企業端末の他に、従業員情報の入力及び変更が可能な従業員の携帯端末機を備えることは、本願出願日前に周知の技術であったことを認定しているが、これは誤りである。周知例2には、従業員情報として、給与計算に変動を及ぼさない個人情報及び取引金融機関、口座情報を入力させること記載があるにすぎない。

また、技術分野が異なるので、主引用文献に対して周知例2を適用できない。

主引用文献は、外部の専門家の関与の下で行われる給与計算等を円滑にすることを課題としており、これを改変するとすれば、課題を解決しないものとなることが不可避である。専門家端末ではない従業員端末から行うことには、明確な阻害要因がある。

(3) 被告（特許庁）の主張

被扶養者数等が変更になれば従業員が会社に届け出るのは一般常識である。

主引用文献と周知例2とは、同一技術分野に属する。

本願発明と主引用文献とは、給与担当者における給与計算の負担を削減し、これを円滑に行うことを可能にするという、給与計算システムにおける自明の課題が共通している。給与計算に必要な固定項目や変更項目を外部専門家の端末で行うか従業員の端末で行うかは、いずれもこの課題を解決するものであり、扶養者情報の入力を税理士端末ではなく従業員端末から行うことについて、阻害事由はない。

5. 裁判所の判断

主引用文献に接した当業者は、本願発明の具体的な課題を示唆されることはなく、専門家端末から従業員の扶養者情報を入力する構成に代えて、各従業員の従業員端末から当該従業員の扶養者情報を入力する構成とすることにより、相違点5に係る本願発明の構成を想到するものとは認め難い。

なお、引用発明においては、事業者端末にタイムレコーダが接続されて従業員の勤怠データの収集が行われ、このデータが給与計算サーバ装置に送信されて給与計算が行われるという構成を有するから、給与担当者における給与計算の負担を削減し、これを円滑に行うということが、被告の主張するように自明の課題であったとしても、その課題を解決するために、上記構成に代えて、勤怠データを従業員端末のウェブブラウザ上に表示させて入力させる構成とすることにより、相違点5に係る本願発明の構成を採用する動機付けもない。

6. 考察

本判決では、「複数の事業者と、税理士や社会保険労務士のような専門知識を持った複数の専門家が、給与計算やその他の処理を円滑に行うこと」という主引用文献の課題を厳格に解釈して、その課題から、「扶養者数等の従業員固有の情報（扶養者数のほか、生年月日、入社日、勤怠情報）に基づき変動する給与計算を自動

化し、給与計算担当者を煩雑な作業から解放すること」を目的とした本願発明の構成を想到するものとは認めがたいとしている。これまでの実務では、引用文献に直接書かれている課題そのものだけではなく、引用文献から自明な課題をも考慮して、他の引用文献や周知技術を組み合わせてきた。本判決によれば、引用文献に直接書かれていない課題を抽出したり、その課題に基づき引用文献等を組み合わせた拒絶理由通知に対しては、ある程度反論可能となる。

一方、主引用文献は2007年出願であり、本願は2014年出願であるから、ベースに存在する技術やIT環境が異なっており、2007年出願に書かれた課題を厳格に解釈して動機付けを否定するのには違和感がある。

例えばタイムレコーダの代わりに従業員のパソコンで出退勤のデータ入力を行うといった、本願発明の出願時における一般的なIT環境や、例えば扶養控除等（異動）申告書（紙）の提出の代わりにパソコンで入力するという「省力化」といったIT分野において一般的な課題を、どのように適切に評価して進歩性を判断すべきなのか、その論理構成をより整理する必要があると考えられる。

以上
(原稿受領 2017. 9. 7)